

事務連絡
令和3年10月20日

各都道府県・指定都市教育委員会高等学校担当課
各都道府県教育委員会専修学校担当課
各都道府県私立学校・専修学校担当課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校担当課 御中
高等学校を設置する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
各地方公共団体担当課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

文部科学省初等中等教育局参事官（高等学校担当）付
文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課
総務省情報流通行政局情報流通振興課

高齢者に対するデジタル活用に係る学習機会の提供に係る協力について（依頼）

平素より、高等学校教育及び専修学校教育に係る施策の推進について御理解と御協力を賜り、ありがとうございます。

政府においては、デジタル社会の実現に向け、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を基本方針に掲げ、様々な事業に取り組んでいるところですが、行政手続のオンライン化など、社会全体のデジタル化が進められる中、デジタル技術を使いこなせる方々と、そうではない方々の「デジタル格差」の解消が重要な政策課題となっており、各地方公共団体に対しても積極的な取組をお願いしているところです。

また、第10期中央教育審議会生涯学習分科会の議論の整理（令和2年9月）においても、新しい時代の学びの在り方の一つとして、特に高齢者などの世代や地域等によってデジタル・ディバイド（インターネットやパソコン等のICT機器を利用できる者と利用できない者の間に生じる格差）が生じないように、地方公共団体や社会教育施設、企業、民間団体等が連携して、情報活用能力を習得できるよう学習機会を充実することが必要であるとされています。

こうした中、総務省では令和2年度補正予算において「利用者向けデジタル活用支援員推進事業」を措置し、全国約1,800箇所以上でデジタル活用支援に係る講習会等を実施し、本年度から令和7年度までの5年間で述べ1,000万人の参加を目指し、他府省・地方公共団体・教育機関・NPO法人等と連携し、国民運動として若い世代が高齢者に教えること等の幅広い取組を積極的に促していくとしており、本年6月から、

オンラインによる行政手続やサービスの利用方法等に対する助言・相談等の対応支援を行う「講習会」を、全国において本格的に実施しています。さらに本年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2021」においても、支援の仕組みの充実を図る旨に言及されており、令和4年度概算要求において高齢者等に向けたデジタル活用支援の一層の推進を図るための予算を計上しています。

総務省が同事業の実施団体（以下「事業実施団体」という。）に対して示したガイドラインにおいては、講習会等の支援員やそのアシスタント等として、携帯電話事業者等に限らず、様々な属性の方に協力を呼びかけることが推奨され、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）や専修学校（以下「高等学校等」という。）の生徒も想定されているところであり、生徒にとっても、学校以外の場において体験的な活動に取り組むことは、自らの在り方生き方を考える契機にもなるものです。

については、下記について御理解、御協力をいただきますようお願い申し上げます。

また、各都道府県・指定都市教育委員会高等学校担当課におかれては所管の高等学校及び高等学校を設置する域内の市区町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）に対し、各都道府県教育委員会専修学校担当課におかれては所管の専修学校に対し、各都道府県私立学校・専修学校担当課におかれては所轄の高等学校及び学校法人、専修学校に対し、国公立大学法人におかれては附属の高等学校等に対し、高等学校を設置する構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体担当課におかれては所轄の高等学校及び学校設置会社に対し、厚生労働省におかれては所管の専修学校に対し本事務連絡の趣旨について周知いただくようお願いいたします。

記

1. 事業実施団体から、各教育委員会等や各高等学校等に対し、講習会等の周知や、支援員やアシスタントへの生徒の採用その他の連携協力の要請があった場合には、デジタル社会実現に向けた意義や教育的効果も踏まえて、連携協力されたいこと。

なお、総務省が事業実施団体に示したガイドラインにおいては、受講者や支援員・アシスタントの健康を守るため、事業実施団体において感染症対策を実施することを求めるとともに、支援員やアシスタントの募集に当たっては、応募する方に対して、活動の内容や頻度、報酬の有無等について事前に情報を提供し、特に生徒等に協力を呼び掛ける際には、事業実施団体において、その役割と責任をあらかじめ明確に示すとともに、必要以上に事務的な負担や経済的な負担（交通費や保険料等）がかからないことを明らかにするよう求めているところである（別添5参照）。

2. 高等学校等の生徒が、利用者向けデジタル活用支援員推進事業における講習会等の支援員やアシスタント等の活動に主体的に取り組む場合には、活動計画書や活動

レポートの提出などによる事前・事後の適切な指導・評価の上で、学校教育法施行規則第 98 条第 3 号における「ボランティア活動等の単位認定」又は専修学校設置基準第 11 条第 1 項及び第 3 項、平成 11 年 10 月 25 日文部省告示第 184 号における「ボランティア活動等の単位認定」として学校長が単位を認定することも可能であること。なお、高等学校における単位認定にあたっては「高等学校等における学校外学修の単位認定について（通知）」（平成 29 年 5 月 9 日 29 初初企第 4 号）等に記載されている事項に留意の上、適切な運用を図ること。

【添付資料】

- 別添 1 デジタル・ガバメント実行計画（令和 2 年 12 月 25 日 閣議決定）（抄）
- 別添 2 第 10 期中央教育審議会生涯学習分科会の議論の整理（令和 2 年 9 月）（抄）
- 別添 3 経済財政運営と改革の基本方針 2021（令和 3 年 6 月 18 日閣議決定）（抄）
- 別添 4 デジタル活用支援推進事業について
- 別添 5 利用者向けデジタル活用支援員推進事業デジタル活用支援実施ガイドライン 第 1.1 版（令和 3 年 6 月）（抄）
- 別添 6 参考条文【高等学校関係】
- 別添 7 参考条文【専修学校関係】

【本件担当】

（高等学校等について）

文部科学省 初等中等教育局参事官（高等学校教育担当）付

電話：03-5253-4111（内線 3705）

E-mail：koukou@mext.go.jp

（専修学校について）

文部科学省 総合教育政策局生涯学習推進課 専修学校教育振興室

電話：03-5253-4111（内線 2915）

E-mail：syosensy@mext.go.jp

（デジタル活用支援推進事業について）

総務省情報流通行政局情報流通振興課情報流通高度化推進室 デジタル活用支援ライン

電話：03-5253-5494

E-mail：digital-katsuyo@ml.soumu.go.jp

10 デジタルデバイド対策（◎全府省）

デジタル化は、国民生活の利便性が向上し、行政機関や民間事業者等の効率化に資する、データの資源化と最大活用、安全・安心、ユニバーサルデザインを考慮した設計等を前提とした人に優しいデジタル化である必要がある。

社会全体のデジタル化を進めるに当たり、デジタル技術の利活用により、年齢、障害の有無、性別、国籍、経済的な理由等にかかわらず、誰も取り残さない形で、全ての国民にデジタル化の恩恵を広くいきわたらせていく環境の整備に取り組むことが必要である。そのためには、デジタル機器に不慣れな方でも容易に操作できるUI（ユーザーインターフェース）の設計や、外国人利用者向けの申請画面等の多言語化など、利用者目線で、かつ、利用者に優しい行政サービスを実現することが重要である。

このため、デジタル手続法では、国の行政機関等に対し、行政のデジタル化に当たっては、デジタルデバイドの是正を図るために必要な施策を講ずる義務を課している。また、技術の進展により、個人がコンピュータを使いこなす能力を身につけなくても、テレビ電話での相談や、音声認識による対話形式での入力等によりデジタルデバイドが解消できる可能性がある。このようなデジタルサポートという発想への転換を図っていくことも重要である。

デジタルデバイド対策に関する取組としては、例えば、総務省において、オンラインによる行政手続・サービスの利用方法について、高齢者等が身近な場所で相談や学習を行えるようにする「デジタル活用支援員」について、2020年度（令和2年度）中に検討及び実証事業を行い、2020年度（令和2年度）中に開始する。あわせて、NPOや地域おこし協力隊など地域の様々な主体と連携した地方公共団体による地域住民に対するきめ細かなデジタル活用支援についても、支援員の枠組みを活用しつつ、促進する。また、障害者等が行う行政手続については、更なる負担軽減を図るため、内閣官房、内閣府及び厚生労働省は、マイナポータルを通じたオンライン申請手続の拡充に向けて検討を行い、2021年度（令和3年度）以降、順次対応する。民間手続においても、障害者の負担軽減や均等な機会の提供のため、オンラインによる施設等の障害者割引入場券の予約・購入等への対応について、民間事業者等に対して要請を行う。

加えて、行政組織内部でのデジタルデバイド対策に取り組むことも重要である。例えば、行政機関における障害者雇用の推進においては、画面読み上げソフト、音声認識ソフトなどのデジタル技術の活用を検討するなど、必要な設備の整備等に取り組むことが重要である。

以上を踏まえ、各府省は、行政のデジタル化に当たっては、全ての国民にデジタル化の恩恵を届けることができるように、デジタルデバイド対策に取り組む。

2. 新しい時代の生涯学習・社会教育の広がり と 充実に向けて

（1）基本的な考え方

①新しい時代の学びの在り方

- 以上のような現状等を踏まえると、新しい時代の生涯学習、特に身近な地域における社会教育の学びの在り方として、以下のような方向性や姿が考えられるのではないか

（中略）

- ・ また、この新しい技術の活用について、特に高齢者などの世代や地域等によってデジタル・ディバイドが生じないように、地方公共団体や社会教育施設、企業、民間団体等が連携して、Society5.0 に対応する情報活用能力を習得できるよう学習機会を充実することが必要である。

2. 官民挙げたデジタル化の加速

デジタル時代の官民インフラを今後5年で一気に作り上げる。デジタル庁を核としたデジタル・ガバメントの確立、民間のDXを促す基盤整備を加速し、全ての国民にデジタル化の恩恵が行き渡る社会を構築する。

（3）デジタル人材の育成、デジタルデバイドの解消、サイバーセキュリティ対策

社会全体で求められるデジタル人材像を共有して先端技術を担う人材等の育成・確保を図るため、経済界や教育機関等と協力して、教育コンテンツやカリキュラムの整備、実践的な学びの場の提供等を行うデジタル人材プラットフォームを構築し、地方におけるデジタル人材育成の取組とも連携する。さらに、IPA（独立行政法人情報処理推進機構）が、経済界との協力を含む体制整備を行い、各種デジタル人材のスキルを評価する基準を作成する。

全国の大学・高等専門学校・専門学校等において数理・データサイエンス・AI教育の充実や、デジタル関連学部や修士・博士課程プログラムの拡充・再編を図ることとし、モデルカリキュラムの普及、国際競争力のある分野横断型の博士課程教育プログラムの創設、ダブルメジャー等を推進する。デジタル人材の裾野拡大のため、職業訓練と教育訓練給付のデジタル人材育成への重点化を図ることとし、デジタル関連プログラムの拡充等の強化を行う。

「誰一人取り残さない」という理念の下、「デジタル・ガバメント実行計画」に基づき、ITリテラシーやスキルの底上げ・再生などのデジタルデバイド対策を推進する。特に地域で育成したデジタル人材を積極的に活用し、デジタル活用に関する不安のある高齢者等にオンラインサービスの利用方法等に関して講習会・出前講座⁴⁸等の助言・相談を行うとともに、行政窓口等でのサポートに努めるなど、支援の仕組みの充実を図る。生活困窮者のデジタル利用等の実態を把握し、必要な支援策を検討する。生体認証技術等を活用した簡便なオンライン上の本人確認の仕組みの普及促進を図る。

さらに、健全な情報通信社会の実現に向けて不可欠なサイバーセキュリティ対策の強化のため、政府の次期サイバーセキュリティ戦略を2021年中に策定する。加えて、サイバー攻撃に対応する技術開発、人材育成、産学官連携拠点の形成を図る。また、関係府省庁、電気通信事業者等重要インフラ事業者による積極的なセキュリティ対策を推進するほか、サイバーセキュリティに係るサプライチェーンリスクへの対策を強化する。

⁴⁸ 地方自治体等と連携し、公民館等の身近な公共的な場所で高齢者等のデジタル活用を支援する講習会。

総務省 デジタル活用支援推進事業の概要

- 新型コロナウイルス感染症により、「人と接触を避ける」オンラインでのサービスの利用拡大が求められている。しかし、高齢者はデジタル活用に不安の方が多く、また、「電子申請ができること自体を知らない」等の理由によりオンラインによる行政手続き等の利用が進んでいない。
- このため、民間企業や地方公共団体などと連携し、デジタル活用に不安のある高齢者等の解消に向けて、オンラインによる行政手続きやサービスの利用方法等に対する助言・相談等を実施する。
- 令和2年度は全国11箇所の実証、令和3年度以降は補助事業として実施。
- 令和4年度以降は講師派遣を含めて取組を充実化する予定。（令和4年度予算要求 25億円）

（実施イメージ）



・デジタル活用支援の活動に対する補助（補助率1/1）



携帯ショップのスマホ教室等



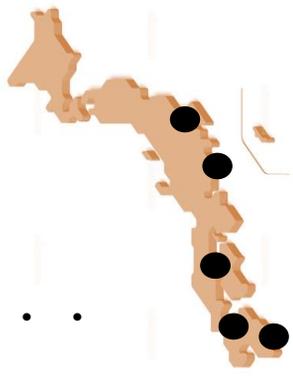
デジタル格差解消を図るため、高齢者等の身近な場所で、行政手続きや利用ニーズの高い民間サービスの利用方法の助言や相談などを実施。

（説明・相談の例）

- ・マイナンバーの使い方
- ・オンラインによる診療や予約
- ・e-Taxの利用方法 等

＜事業実施団体（想定）＞

- ✓ 携帯キャリア（携帯ショップ）
- ✓ 地元ICT企業
- ✓ 社会福祉協議会
- ✓ シルバー人材センター



別添5 利用者向けデジタル活用支援員推進事業デジタル活用支援実施ガイドライン第1.1版（令和3年6月）（抄）

第4章 講習会等の実施にあたってのルール

4-7. 感染症対策の実施

講習会等を実施するにあたって、受講者や支援員・アシスタントの健康を守るため、感染症への対策を行うようにしましょう。感染症まん延の状況に応じて、例えば、受講者間の離隔距離を十分にとる、受講者数をあらかじめ制限する、受講者に熱がある場合・体調が優れない場合等には来場しないよう指示する、受講者・支援員・アシスタントに対して検温する、マスクの着用を義務付ける、講習会等の開始前にアルコールで手の除菌をする等の対策を適切に講じてください。講習会等を開催する地域の地方公共団体の定める感染症対策のガイドライン等を事前によく確認し、内容に従うようにしてください。

なお、感染症対策の観点からは、オンライン形式の講習会等の実施も有効です（「4-2. 講習会等の実施要件（1）全国展開型（類型A）及び（2）地域連携型（類型B）＜1コマとして計上可能な講習会等について＞c. オンライン形式の講習会」及び「5-3. オンライン形式の講習会の実施フロー」も参照。）。

第5章 講習会等の実施運営方法

講習会等の運営にあたって必ず守るべき事項については、「第4章 講習会等の実施にあたってのルール」に記載した通りです。本章では、より効果的な講習会等を円滑に開催するための実施フロー等の推奨事項や実施フローの各項目における実施・運営に関してのノウハウ等を記載しています。

（2）体制構築（※「地域連携型」の事業実施団体向け。）

地域連携型の事業実施団体において、体制構築にあたっては、地方公共団体（都道府県・市区町村）と連携できる体制をとってください。また、複数の者で連携して事業を実施する場合には、団体間で認識の違いが生じることを防ぐため、体制構築を行う際に事業参画にあたっての問題意識を共有することも重要となります。

支援員・アシスタント（以下この章において「支援員等」と表記します。）を募集する場合には、応募する方に対して、活動の内容や頻度、報酬の有無等について事前に情報を提供してください。特に報酬の有無については、支援員等の勤務先の副業規制に抵触する可能性があるため、十分に注意しましょう。支援員等の募集は、自治体広報誌への記事の掲載や、公共施設でのチラシの設置、SNSでの発信等が有効です。時間や費用の関係で広報を行うことが難しい場合は、事業に関心がある方に直接声をかけることも効果的です。支援員等の採用にあたって選考を行う場合は、スマートフォンに関する基礎的な知識だけでなく、熱意や相手に対する接し方、教え方のスキル等も見極めることが望ましいでしょう。

実例からのヒント：様々な属性の方に支援員等としての協力を呼びかけ

支援員等を募集する際、特定の属性に固執すると十分な人数の支援員等を確保できないことも考えられます。支援員等として、中高年の方以外に、学生（※）や子育て中の主婦の方が活躍している事例もあります。様々な世代と交流できることにより、支援員相互のモチベーション向上につながったとの報告もあります。

様々な属性の方に協力を呼び掛ける場合は、周知を行う媒体を工夫することも有効です。例えば、子育て世帯にアプローチするため、教育委員会経由で幼稚園や学校にチラシを配布することによって、多くの協力者が集まった事例があります。

※大学生や高校生、専門学校生等に協力を呼びかける際には、事業実施団体において、その役割と責任をあらかじめ明確に示すとともに、必要以上に事務的な負担や経済的な負担（交通費や保険料等）がかからないことを明らかにすることが必要です。また、学長や校長の判断により、学校外での活動を単位として認定することができる仕組みもあるため、大学や教育委員会等と連携して運用していくことにより、参加へのインセンティブとすることも考えられます。

別添6 参考条文【高等学校関係】

○学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）

第九十八条 校長は、教育上有益と認めるときは、当該校長の定めるところにより、生徒が行う次に掲げる学修を当該生徒の在学する高等学校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることができる。

三 ボランティア活動その他の継続的に行われる活動（当該生徒の在学する高等学校の教育活動として行われるものを除く。）に係る学修で文部科学大臣が別に定めるもの

（参考）高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説（総則編）粹

第5章 単位の修得及び卒業の認定

4 学校外における学修等の単位認定

学校教育法施行規則等において、次のような、学校外の学修等について単位認定を可能とする制度が設けられている（【別表】参照）。

（5）ボランティア活動等の単位認定

学校外の活動として、①社会福祉施設等においてボランティア活動を行った場合、②企業、工場や農家等において就業体験活動を行った場合、③各種のスポーツ活動や文化に関する活動において顕著な成績をあげた場合、それを自校の科目の履修とみなし、単位の修得を認めるものである。単位認定に当たっては、各学校の判断により、その学修成果に対応する科目の一部又は全部の単位として認めることもでき、また、増加単位として認定することもできる。

【別表】

制度	根拠規定	制度の概要
⑤ボランティア活動等の単位認定	学校教育法施行規則第98条第3号 平成10年文部省告示第41号第3項	学校外におけるボランティア活動、就業体験活動、スポーツ又は文化に関する活動に係る学修で一定の要件を満たすものを自校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることのできる制度 (②～⑤を合わせて36単位まで)

別添7 参考条文【専修学校関係】

○専修学校設置基準（昭和51年文部省令第2号）

（専修学校以外の教育施設等における学修）

第十一条 専修学校の高等課程においては、教育上有益と認めるときは、専修学校の定めるところにより、生徒が行う高等学校又は中等教育学校の後期課程における科目の履修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該高等課程における授業科目の履修とみなすことができる。

3 専修学校の専門課程においては、教育上有益と認めるときは、専修学校の定めるところにより、生徒が行う大学又は短期大学における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該専門課程における授業科目の履修とみなすことができる。

○専修学校が授業科目の履修とみなすことができる学修（平成11年文部省告示第184号）

専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）（以下「省令」という。）第十条第一項及び第三項の規定により、専修学校が授業科目の履修とみなすことができる学修を次のように定める。

なお、改正前の省令第九条第二項の規定により、別に定めることとされた学修を定める件（平成六年文部省告示第八十三号）は廃止する。

1 省令第十条第一項の別に定める学修は、次に掲げる学修とする。

六 継続的に行われる活動（当該生徒の在学する専修学校の教育活動として行われるものを除く。）のうち、次に掲げる学修で、専修学校において、当該専修学校教育に相当する水準を有すると認めたもの

イ ボランティア活動、就業体験その他これらに類する活動

ロ スポーツ又は文化に関する分野における活動で顕著な成果をあげたもの

2 省令第十条第三項の別に定める学修は、1に掲げるもののほか、次に掲げる学修とする。

一 高等専門学校の課程における学修で、専修学校において、専門課程における教育に相当する水準を有すると認めたもの

二 大学の専攻科における学修

三 短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修